

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎










被告 国

準備書面(1)

令和5年10月23日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

原	康	展	
野	澤	雅	宏 
古	瀧	孝	明 
五十嵐	雅	子	 代
内	城	良	 代
川	合	由佳理	 代
柴	田	和	宏 
難	波	祥	平 
関	俊	吾	 代
田	代	伸	一 

第1	請求の趣旨に対する答弁(請求拡張等申立書による請求の拡張及び訴状訂正後の主位的請求及び請求併合申立書による予備的請求について)	4
第2	請求の原因に係る認否	4
第3	請求拡張等申立書に関する被告の主張	9
1	原告の主張について	9
2	原告の各主張に理由がないこと	10
第4	原告準備書面(2)及び請求併合申立書について	16
1	はじめに	16
2	同皮膚科医師の判断は、当時の事情の下で合理性を欠くものでなかったこと	17
3	同皮膚科医師の診断に対する本件センター職員の判断に誤りはないこと	18
4	原告には、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由が存しないこと	19
5	本件措置当時、原告が刑事収容施設法58条に定める身辺の清潔保持義務に違反する状態でなかったとはいえないこと	20
6	本件措置は、合理的に必要なとされる限度を超えていないこと	22
7	原告が急性骨髄性白血病に罹患していたことは、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由とはならないこと	23
8	原告の予備的請求にも理由がないこと	24
第5	結語	25
第6	求釈明について	25
1	「1」及び「2」について	25
2	「3」について	25
3	「4」について	26
第7	原告の調査囑託申立てに関する意見	26

1	意見	.....	26
2	理由	.....	27

被告は、本書面において、原告の令和5(2023)年5月8日付け「請求拡張及び訴状訂正申立書」(以下「請求拡張等申立書」という。)による請求の拡張及び訴状訂正後の請求の趣旨(主位的請求)並びに同年7月18日付け請求併合申立書(以下「請求併合申立書」という。)による請求の趣旨(予備的請求)に対して答弁するとともに、請求拡張等申立書における請求の原因について、認否反論し、また、原告の同年7月18日付け準備書面(02)(以下「原告準備書面(2)」という。)及び同日付け請求併合申立書に対して反論する。

なお、略語については、本書面で定義するもののほか、答弁書の例による。

## **第1 請求の趣旨に対する答弁(請求拡張等申立書による請求の拡張及び訴状訂正後の主位的請求及び請求併合申立書による予備的請求について)**

- 1 原告の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) 執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

## **第2 請求の原因に係る認否**

- 1 請求拡張等申立書(「第2 請求拡張の原因」の部分)について
  - (1) 「第2 請求拡張の原因」について
    - ア 「1 前提となる事実」について
      - (ア) 「(1)」ないし「(4)」について認める。
      - (イ) 「(5)」について

a 「原告は、」から「窓の半分に鉄板がはめられ」まで

原告が、令和4年2月15日、第4区B棟103室(テレビ監視システム及び音声マイクが設置された居室(以下「カメラ室」という。))であり、窓の下側半分に自殺防止用パンチングメタルがはめ込まれている。)に収容されたという趣旨で認める。

b 「視察窓に黒いフィルムが貼られ」について

視線用フィルム(カメラ室に収容された者が通路や他の居室等をのぞき見することを防止するもの)が貼付されているという趣旨で認める。

c 「テレビとその台はなく」から「単独室、(以下「カメラ室」という。)へ収容され」まで

認める。ただし、「蛇口の設置がなく」については、水栓が足踏み式タイプとなっているという趣旨で認める。

d 「同21日には」から「転室・収容され、」まで

令和4年2月21日、原告が、昼夜居室処遇となり、第3区B棟120室(カメラ室)へ転室した趣旨で認める。

e 「同年6月8日」から「継続された。」まで

認める。

イ「2 請求の原因」について

(7) 「(1)2020年7月16日から8月25日」について

a 第1文

否認する。

本件センター内科医師(同内科医師)宛ての令和2年7月16日付け獨協医科大学病院(以下「獨協病院」という。)医師作成の紹介状(診療情報提供書)には、原告の病名、検査所見等が記載されていたが、「原

告に対し講じる必要がある各種措置ないし遵守事項等」の記載はない  
(乙34)。

b 第2文

否認ないし争う。

c 「ア」及び「イ」について

原告に対してコップ及び履物を貸与したことは認め、その余は争う。

原告は、「ア」及び「イ」について、本件センターが令和2年7月16日に「原告に対し講じる必要がある各種措置ないし遵守事項等」の説明を受けたことを前提として、原告が考える時期に当該措置等を執るべきであった旨を主張していると解されるが、前記aのとおり、同日に本件センターが上記説明を受けた事実はない。

d 「ウ」について

原告が調髪を受けたこと、原告に対し、タオルを頭に巻くことを認めたことは認め、その余は否認ないし争う。

上記cで述べたとおり、原告が主張の前提とする、本件センターが「医療上の措置として原告に対し講じる必要がある各種措置ないし遵守事項」なるものの説明を受けた事実はない。

したがって、原告の主張は、本件センターにおいて、原告が主張する措置について、いかなる根拠に基づき、いつの時点で実施すべき法的義務があったとの趣旨かが明らかではなく、失当である。

なお、原告の調髪については、令和2年8月13日、獨協病院医師から、原告の調髪の可否を確認されたため、本件センター職員が上司の許可を受け、同日、原告の調髪を実施している。

e 「エ」について

当日勤務していた職員が、自身の足を素手で数回指圧したことは認

め、その余は否認ないし争う。

上記行為の当時、原告の入室していた病室は一般病室であり、クリーンルームではない。また、同職員は、自身の足を指圧した際、靴下を脱いだ事実はない。したがって、同行為について、原告との関係で違法性を帯びる理由はない。

(イ) 「(2) 2020年8月25日から2021年3月12日」について

a 「施設は」から「行った」まで

争う。

b 「オ」について

原告から、令和2年8月27日付けで、本件センターにおいて保管している原告の自弁書籍2点を群馬県済生会前橋病院(以下「前橋病院」という。)で閲覧したい旨の願い出があったことに関し、令和2年9月8日に「願意取り計らわない。」と告知したことは認める。

c 「カ」について

原告に対し、原告宛ての信書1通(以下「本件信書」という。)を同年9月15日に交付したこと、本件信書について、令和2年8月25日に交付することが可能であったことは認めるが、国賠法上の違法性は争う。

上記交付時期の遅れは、事務処理上の手違いによるものであり、交付を差し止めた事実はない。

(ウ) 「(3) 2021年3月12日から5月10日」について

a 第1文

原告に執るべき措置について、退院後の原告に対する週1回程度の血算チェックの依頼を受けたことは認め、その余は否認する。

なお、令和3年3月12日付け前橋病院医師作成の診療情報提供書

には、血算チェックの依頼のほかに病名、原告に対する治療経過等が記載されていたが、原告がいう「退院後の原告に対し講じる必要がある措置等」の記載はない(乙35)。

b 第2文

否認ないし争う。

c 「キ」について

令和3年3月30日に行われた原告の健康診断の結果を、本件センターが前橋病院に提供したことは認めるが、当該情報提供は、原告の健康管理上必要な行為であり、原告の意思に反するものであることは争う。

その余は、否認ないし争う。

(I) 「(4)2021年5月10日から2022年2月15日」について

a 第1文

原告が本件センター内の工場に就業していたことは認め、その余は否認ないし争う。

b 「ク」について

原告が、令和3年10月5日から翌月17日までの間、運搬係の見習としての作業に従事していたことは認め、その余は否認ないし争う。

c 「ケ」について

原告が、令和4年1月25日から同月31日までの間、病棟に収容されていたことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、原告が病棟に収容されていたのは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患している疑いがあったためである。

(II) 「(5)2022年2月15日から6月8日」について

a 第1文について

否認ないし争う。

b 「コ」について

令和4年2月15日、原告の所持物品に対する検査を実施したこと、原告をカメラ室へ転室し、同月21日付けで、昼夜居室処遇としたことは認め、その余は否認ないし争う。

c 「サ」について

原告に対し、本件センターから貸与されている電池式かみそりで、ひげそりを実施するよう指導したことは認め、その余は否認ないし争う。

d 「シ」について

否認ないし争う。

e 「ス」について

令和4年4月16日、本件訴訟とは別の訴訟の訴訟代理人弁護士から原告宛てに書類数点の差し入れがあり、これらを差し入れ物品として処理し、同月21日に原告に交付したこと、同月22日、原告と同弁護士が面会したことは認め、その余は争う。

ウ 「3 損害」について

いずれも争う。

### 第3 請求拡張等申立書に関する被告の主張

#### 1 原告の主張について

原告は、請求拡張等申立書において、「請求の趣旨の拡張(中略)を申し立てる」とし、新たな請求原因として、同書面の第2の2以下アないしスにおいて本件センター職員の各行為ないし処遇(以下、当該各行為ないし処遇を、それぞれ上記アないしスの項目に対応させて、「処遇ア」「処遇イ」などという。)

によって、「人格的利益及び法的地位を侵害された」と主張する。

しかしながら、答弁書(13及び14ページ)において述べたとおり、国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうところ、以下述べるとおり、原告の主張はいずれも理由がない。

## 2 原告の各主張に理由がないこと

### (1) 処遇アないしエについて

ア 原告は、令和2年7月13日、獨協病院において、「急性骨髄性白血病」の診断を受け、その治療のため、同月16日から翌月25日に転院するまで、同病院に入院した(乙34、乙36、乙37)。

イ 原告は、上記入院の際、獨協病院ないし同病院の医師から本件センターに対して、「医療上の措置として原告に対し講じる必要がある各種措置ないし遵守事項等」の説明があったことを前提として、その内容との関連において、処遇アないしウの措置を直ちに講じなかったこと及び処遇エをしたことが違法である旨主張していると解される。

しかし、前記第2の1(1)イ(ア)のとおり、本件センターは、令和2年7月16日に獨協病院医師及び同病院から、原告が処遇アないしエの各事項に関して具体的な説明や指示は受けていないから、原告の主張は、その前提となる事実を欠いている。

ウ そうすると、原告は、処遇アないしウが一定期間なされなかったこと及び処遇エの本件センター職員の行為が、それぞれ原告に対する職務上の法的義務に違反する旨主張するものと解されるが、処遇アないしウについては、本件センター職員が処遇アないしウを行うべき義務を負担する根拠や、いつの時点で当該義務を果たすべきであったのかが、原告の主張からも明らかではない。また、処遇エについても、原告の診療との関係で、いかな

る法的義務に違反したのかも明らかではない。

したがって、原告の上記各主張は理由がない。

## (2) 処遇オについて

ア 被収容者に引き渡された自弁書籍等は、保管私物として、刑事収容施設法48条の規定が適用される所(逐条解説290ページ)、保管私物の保管方法については、刑事施設の長が、法務省令の定めるところにより、「刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。」とされ(同法48条1項)、具体的には、「刑事施設の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させるもの」とされている(施行規則19条1項)。

イ この点、被収容者が外部医療機関に入院している場合、そもそも入院先の病室は上記アの保管私物を保管すべき場所でない上、一般に病室に保管私物を保管させるための設備がないこと、さらに、入院中の被収容者の保管私物を職員や医療関係者が保管する根拠はなく、仮に、医療関係者等が保管した場合、書籍の紛失や損壊の可能性もあることなどから、保管私物の管理をさせること自体が相当ではないため、外部医療機関に入院中の被収容者については、官給品を使用させる取扱いとして、自弁書籍等を含めた自弁物品の使用は認めていない。そのため、入院中の原告については、自弁書籍の閲読を不相当としたものであり、処遇オは適法である。

ウ したがって、原告の主張は理由がない。

## (3) 処遇カについて

ア 令和2年8月24日、原告宛ての本件信書(1通)の処理を、法令等に基づき本件センター担当係において処理した後、同月25日に交付する予定としていたが、交付を失念したものである。その後、同年9月15日、交付の失念が発覚し、直ちに原告に交付されるまでの間、交付が遅れたこと

は事実である。

イ その後、同月17日には、本件センター看守長が前橋病院に赴き、原告に対し、本件信書の交付が遅れたことについて謝罪した。

ウ 上記アのとおり、原告宛ての本件信書について、原告に対する交付が通常よりも遅れたことは事実である。

もともと、遅延した原因は、単に担当者が交付を失念したものであり、悪質性は全くないこと、交付が遅れた日数も約20日にとどまり、それによって原告に具体的損害が生じたことはうかがわれないこと、本件センターでは、本件信書について交付の失念が発覚した際、直ちに原告に交付した上、本件センター看守長が原告の入院先に赴き、直接謝罪をしていることなどを踏まえると、本件信書の交付が遅延したことによって、原告の人格的利益が侵害されたとまでは評価するには足りず、原告に金銭賠償を必要とする程度に明確な精神的苦痛を生じさせたことは認められない。

エ したがって、原告の慰謝料請求は理由がない。

#### (4) 処遇キについて

ア 本件センターは、令和3年3月12日に原告が前橋病院を退院した後、同病院から伝えられた処方に従い、医薬品を準備し、原告にそれらの適切な服用を勧めた。

ところが、原告は治療を拒否するとの理由で、医薬品を返納したり、服用方法として定められた食事後の服用を拒否するなどして、処方された医薬品の服用を自らの意思で拒んでいたものであり(甲1・16ないし19枚目)、必要な処方薬の一部を適切に交付しなかった事実はない。

また、前橋病院から、原告に提供する食事について、刻み食を提供すべき旨の指示ないし説明はなかった。

したがって、原告の上記主張は、根拠を欠くものであって理由がない。

イ 原告は、本件センターが、令和3年3月30日に原告の同意を得ずに所定量以上の採血を行った旨、及び、原告の同意を得ずに検査結果を前橋病院に開示した旨主張するほか、「必要のない横臥を指示した」、「投薬の必要がなくなった処方薬の服用を指示した」旨主張する。

原告が主張する行為について、違法性が認められないことは、既に述べたとおりであるが、さらにいえば、採血に関する主張については、そもそも原告に対し、その意思に反して採血を強制したことはなく、また、必要のない量の採血をすることも通常考えられないものの、これをおいても、原告は、「同意を得ずに採血した」旨主張しているのか、「採血自体には同意したが、検査に必要な所定量以上の採血をしたことに同意がなかった」旨主張しているのか判然としない。また、仮に後者を主張するものであるとすれば、原告が考える「所定量」とその根拠、超過した程度など、当該採血が違法となる根拠が明らかではない。

また、原告に「必要のない横臥を指示した」「投薬の必要が無くなった処方薬の服用を指示した」旨の主張についても、原告が主張する措置の具体的な内容(これらの指示がされた日時や場所、服用を指示された処方薬等)が明らかではない。

ウ したがって、原告の主張はいずれも理由がない。

#### (5) 処遇クについて

ア 刑事収容施設法98条1項は、「刑事施設の長は、作業を行った受刑者に対しては、釈放の際(その者が受刑者以外の被収容者となったときは、その際)に、その時における報奨金計算額に相当する金額の作業報奨金を支給するものとする。」と規定し、同条2項には「刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、毎月、その月の前月において受刑者が行った作業に対応する金額として、法務大臣が定める基準に従い、その作業の成

績その他就業に関する事項を考慮して算出した金額を報奨金計算額に加算するものとする」としている。そして、報奨金計算額の算出方法等は「作業報奨金に関する訓令」（平成18年5月23日矯成訓第3343法務大臣訓令。乙38）において詳細に定められており、刑事施設の長は、受刑者ごとに作業等工を指定し、作業等工ごとに定められた基準月額に、作業の種類、時間外作業等、作業成績、就業態度等による加算額又は減算額を、加算又は減算した金額とされている。

また、被収容者に対して給与される主食については、「矯正施設被収容者食料給与規程の運用について」（平成7年3月17日矯医660矯正局長依命通達。乙39）記2(2)において、「A食とは就業者で立位の作業が一週間につきおおむね15時間以上のもの又はこれに相当する内容の作業に従事するものに給与する主食」「B食とは居室外の就業者でA食を給与するもの以外のものに給与する主食」「C食とは就業の有無にかかわらず、居室内で生活するものに給与する主食」と規定されている。

イ 令和3年10月5日から同年11月17日までの期間、原告は、「金属製品製造、その他製造等、化学製品製造作業」に指定されていたところ、これは「作業報奨金に関する訓令の運用について」（平成18年5月23日矯成3344矯正局長依命通達。乙40）におけるB作業に該当する。

原告は、同期間中、上記指定作業に該当する運搬係の見習をしていたところ、原告に対する作業報奨金は、前述した法令等に基づいて決定されたものである。また、原告の就業状況によれば、原告はA食の基準に該当せず、B食の基準により、B食が給与されていたものである。

したがって、原告に対する作業報奨金計算額の計算や食事の内容は、いずれも関係法令等の基準に従ってされていたものであり、違法ではない。これに対し、原告は、作業報奨金の計算及び食事の内容が適切なものでは

なかった旨主張するが、その具体的な根拠は示されていないから、原告の主張は理由がない。

(6) 処遇ケについて

ア 令和3年11月29日、原告から「しもやけ」での診察希望があったため、同年12月6日、本件センター内科医による診察を実施し、ユベラ軟膏を処方している(甲1・28枚目)。

その後も、原告は、しもやけの悪化を主張していたことから、令和4年1月25日までの間に、複数回にわたり医師による診察を実施し、必要な医薬品を処方していたものであって(甲1・28ないし31枚目)、本件センターでは、原告に対し適切な医療上の措置を講じていたものであり、原告の主張は理由がない。

イ また、同日、原告に37.8度の発熱があり、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがあったことから、原告を病棟預かりにした。

原告は、被告が「適切な医療及び医療上の措置を講じなかった」旨主張するが、原告が本件センターでの対応が適切でなかったと考える具体的な理由及び根拠が示されていないから、原告の主張は理由がない。

(7) 処遇コについて

引き続き、事実関係を確認中であるため、追って主張する。

(8) 処遇サについて

答弁書(34ないし38ページ)で述べたとおり、原告には、施行規則26条4項に定める、ひげそりを行わせない「相当」の理由が存しなかったのであるから、本件センター職員が、原告に対し、ひげを剃るよう指示することは、違法とはならない。

したがって、原告の主張は理由がない。

(9) 処遇シについて

ア 答弁書(39ないし42ページ)において述べたとおり、本件懲罰に違法な点はない。

イ また、優遇措置は、受刑者に改善更生の意欲を喚起させるべく、物品の貸与・支給の範囲、物品の自弁の許可範囲、面会及び信書の発受に関する管理運営上の制限事項の範囲等について、優遇区分に応じて恩恵的・優遇的な措置を執ることを可能とした制度というべきであって、すなわち権利的ではない事項に係る優遇を設けたものにすぎず、優遇区分の指定及び変更によって被収容者の法律上の利益が侵害されるものではない。

ウ したがって、上記アでも述べたとおり、本件懲罰に違法な点はなく、また、優遇措置については、受刑者の権利又は法律上の利益として保証されるものではないから(答弁書23ないし25ページ)、優遇区分の指定をもって、国賠法上の違法がある旨をいう原告の主張は理由がない。

#### (10) 処遇スについて

引き続き、事実関係を確認の上、追って主張する。

### 第4 原告準備書面(2)及び請求併合申立書について

#### 1 はじめに

原告準備書面(2)において、原告が前提となる事実として主張する事情(第1の1(1)ないし(3))については、長野刑務所において、原告に対し、金属アレルギーの検査のためパッチテストが実施され、クロム、ニッケル、コバルト、アルミニウムに関して「陽性」との検査結果が出たことは認める(乙6・2枚目)。その余は、本件センターよりも後に収容された他の刑事施設における判断及び処遇に関するものか、原告の意見を述べるものであり、本件に直接関係するものではない。

その他、原告は、本件措置、本件懲罰及び本件裁決が違法であるとする前提

として、①同皮膚科医師(本件センター皮膚科医師)が抗原回避措置を講じる必要性を示さないことが経験則に反すること、②同皮膚科医師の診断に対する本件センター職員の判断に誤りがあること、③原告には、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由があること、④本件措置当時、原告のひげがおおむね10ミリメートルに満たない程度で切りそろえられており、刑事収容施設法58条に定める身辺の清潔保持義務に違反する状態ではなかったこと、⑤本件措置が合理的に必要と判断される限度を超えていること、⑥原告は、急性骨髄性白血病に罹患していたから、ひげそりの実施が不適當であることなどを主張する(原告準備書面(2)第1の2(1)ないし(6))。

しかしながら、原告の上記①から⑥の主張については、実質的に従前の主張と同旨であり、既に被告の答弁書において反論しているとおり、いずれも理由がないが、以下、必要な範囲で反論を補充する。

## 2 同皮膚科医師の判断は、当時の事情の下で合理性を欠くものでなかったこと

### (1) 原告の主張

原告は、原告準備書面(2)6ページにおいて、同皮膚科医師に対し、原告が行った主張(主訴)によれば、医師でない正常な判断力を有する通常人でも金属アレルギーを疑い、金属との接触を避ける判断をするのが当然であるが、同皮膚科医師が金属アレルギーの可能性を示さず、かつ抗原回避措置を講じる必要性を示さなかったことは、一般的な経験則に反し、合理性を欠くなどと主張する。

### (2) 被告の反論

ア 答弁書(26ページ)で述べたとおり、同皮膚科医師は、令和3年11月25日、原告の診察において、本件センターでは金属アレルギーの検査ができないことから、正確な診断ができない旨説明をするとともに皮膚の炎症については外用薬で対応するよう説明をし、何かしらの症状が出た際に

は、再度検診する経過観察の所見を示している(乙12・2枚目、乙13・3及び4枚目)。その後、同皮膚科医師は、令和4年2月10日、原告の診察において、金属アレルギーの明らかな症状はないことを認め、今後原告の症状に発展があるならば、外部の施設でパッチテストをすることも検討することとして、悪化時には、再度診察をすることとしている(答弁書29ページ、乙13・8枚目)。

イ 一般的に、アレルギー性疾患の診断は、問診、身体所見、検査所見を組み合わせて総合的に行われるところ、同皮膚科医師は、令和3年11月25日の診察で、本件センターにおいては、パッチテストなどの検査ができないため、「金属アレルギーの判別について、本件センターでは検査ができず、正確な診断はできない」と原告に伝えた上で、皮膚が何らかの炎症を起こすならば、外用薬で対処するよう説明して経過観察の所見を示している。その上で、同皮膚科医師は、令和4年2月10日の診察では、原告に金属アレルギーの明らかな症状がないことを認めた上で、症状に発展があるならば、外部の施設でのパッチテストの検査も検討していることを伝え、悪化時には再度診察をすることも伝えている。これらの診療内容によれば、同皮膚科医師が、金属アレルギーである可能性を留保しつつ、原告からの症状の有無等の聴取や症状の観察など、問診や身体所見を通じて、皮膚科医師としての経験則に基づいた診察を行っているといえる。

以上のとおり、原告について、金属アレルギーとの診断がされておらず、かつ、金属アレルギーの明らかな症状が認められなかったことも踏まえると、その時点で、原告がいう抗原回避措置を講じなかったことが医師の診療として不合理であったとはいえず、原告の主張には理由がない。

### 3 同皮膚科医師の診断に対する本件センター職員の判断に誤りはないこと

#### (1) 原告の主張

金属アレルギーの可能性を完全に排除できない患者に対し、抗原回避措置を執ることが、医学的にも、一般的にも常識的な措置であると主張した上で、原告についても、同皮膚科医師からの明示的な抗原回避措置の指示がなくとも、常識的な判断として、その必要性があったことは明らかであるが、本件センター職員は、同皮膚科医師が明示的に抗原回避措置を示さなかったことを都合よく解釈し、漫然と本件措置を強行したなどと主張する。

## (2) 被告の反論

答弁書(35ページ)で述べたとおり、原告は、令和4年2月11日時点では、原告を診察した医師から、金属アレルギーの症状があるとは判断されておらず(乙13・8枚目)、当面は外用薬の処方に対応しつつ、経過観察とするなどの対応が選択されていた。このことに加えて、本件措置後には、本件センター職員も原告の顔面に発赤、腫れ及び出血が認められないことを確認している(乙22)。

また、前記2(2)で述べたとおり、同皮膚科医師は、原告が主張するような抗原回避措置を執るべき旨を明示していなかったのであり、以上によれば、原告の主張する抗原回避措置を執らないことが不合理であった旨の原告の(1)の主張は、その前提を欠き、理由がない。

## 4 原告には、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由が存しないこと

### (1) 原告の主張

原告は、本件措置当時において、本件センター職員は、原告に対し、同皮膚科医師が抗原回避措置を講ずる必要性を示していなくとも、電池式かみそりの取扱説明書(乙15末尾)の記載内容に従って電池式かみそりの使用により発生し得る損害の予防に対して注意を払う義務があり、少なくとも本件センター職員は、電池式かみそりの使用を直ちに中止して電池式かみそりに代

わる適切な器具の貸与を講じない限り、原告には、施行規則26条4項の定めるひげそりを行わせない「相当」の理由があると主張する。

## (2) 被告の反論

答弁書(34ないし36ページ)において述べたとおり、本件センター職員は、本件措置当時において、同皮膚科医師の診察結果をも踏まえて、原告にひげそりを行わせない「相当」な理由がないと判断したものであり、電池式かみそりの取扱説明書の記載内容に照らして、本件措置等が違法と評価される余地はない。

なお、原告は、電池式かみそりに係る取扱説明書を交付されず、その内容について、初めて確認した旨を述べるが、本件センターが貸与する電池式かみそりの取扱説明書を被収容者に一見させたり、貸与又は交付することは、法令上、義務付けられているものではなく、全ての被収容者に一律で行っているわけではない。もっとも、個別の被収容者から申出があれば、閲覧させるといった対応を執ることも可能であるが、原告からは、一切そのような申出はなかった。

## 5 本件措置当時、原告が刑事収容施設法58条に定める身辺の清潔保持義務に違反する状態でなかったとはいえないこと

### (1) 原告の主張

原告は、本件措置当時において、原告のひげの長さはおおむね10ミリメートルであり、社会一般の正常な判断力を有する通常人からしても「ひげを切りそろえた状態」であり、同時点の原告に対して、ひげが伸びていて不衛生と評価する合理的根拠がないので、刑事収容施設法58条に定める身辺の清潔保持義務に違反する状態ではなく、ひげそりを行う必要性はないと主張する。

### (2) 被告の反論

答弁書(14及び15ページ)において述べたとおり、刑事施設では、刑事収容施設法60条に基づき、受刑者に対し、その意思に反してもひげそりを義務付けることができるところ、特に受刑者に対しては、収容中に原則として1週間に2回以上の頻度でひげそりを(義務的に)行わせることとしている(施行規則26条2項)。そして、一般に男性のひげの伸び方は1日当たり約0.2~0.4ミリメートル(仮に週2回(3.5日)換算で約0.7~1.4ミリメートル相当)とされていることも踏まえると、受刑者については、(社会内でひげを生やしている者の中で短い方であるとしても)ひげを伸ばす自由をおよそ予定していないことは明らかである。すなわち、受刑者に調髪及びひげそりが義務付けられている趣旨が清潔保持義務に基づくことは、受刑者に対し、(不衛生でない限り)髪型の自由又はひげを伸ばす自由を許容することを意味するものではない。

そして、答弁書(29及び30ページ)において述べたとおり、本件措置に際しては、第3区長において、原告がひげを剃らずに伸ばしていたことを認め、もって刑事収容施設法58条に基づく身辺の清潔保持義務に反する状態として、ひげを剃るよう指示したものであって(乙22)、その時点において、原告はひげそりの実施を拒否して、週2回以上のひげそりをしていなかったと認められる上、刑事収容施設法60条1項、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由が認められなかったのであるから、その意思に反しても、ひげそりの実施を受忍すべき状態にあったものである。

この点、原告は、原告のひげがおおむね10ミリメートル未満程度であったことから、『ひげを切りそろえた状態』であった」として、刑事収容施設法58条に定める身辺の清潔保持義務に反する状態でなかったことを主張するが、原告が主張する、ひげを「おおむね10ミリメートル」程度に伸ばした状態は、外観上も明らかにひげを伸ばした状態である上、実際にも原告は

週2回以上ひげそりをしていたものでもなく、上記のとおり、受刑者に対しては1週間に2回以上の頻度でひげそりをするのが義務付けられていることに照らすと、上記状態の原告に対してひげそりを実施する必要性があったと解することは極めて合理的であり、仮に、社会内の基準で「不衛生」ではなかったとしても、ひげそりをする義務を否定する理由にはならない。

したがって、原告の上記主張は、理由がない。

## 6 本件措置は、合理的に必要とされる限度を超えていないこと

### (1) 原告の主張

原告は、本件措置が行われる前に、本件センター職員は、同皮膚科医師が抗原回避措置を講じる必要性を示していないことを原告に指導・告知により説明する必要性があったにもかかわらず、指導・告知をせずに本件措置が行われたことは、合理的に必要とされる限度を超えていると主張する。

### (2) 被告の反論

原告の上記主張は、その趣旨が不明確であるものの、前記4(2)及び5(2)のとおり、原告は、本件措置当時、その意思に反しても、ひげそりの実施を受忍すべき状態にあった。

その上で、原告は、第3区長からひげそりをするよう再三にわたり指示を受けるも、これを頑なに拒み、同指示に従わず、職員の職務の執行を妨げた(乙22)。

そして、第3区長は、上記のような原告の動静から、原告の身体等に傷が付く危険性等を考慮し、刑事収容施設法77条1項に基づき、制止等の措置を執ったものであり、同判断は、当時の状況からすれば、原告にひげそりを行わせるためにやむを得ないものであり、合理的に必要とされる限度を超えとは認められない。

なお、原告は、「施設の目的が安全にひげそりを実施することなのであれ

ば、施設医師は抗原回避措置を講じる必要性を示していない旨の指導・告知が、本件有形力行使までになされていて然るべき」と主張するが、上記のとおり、本件措置が実施される直前、原告は、第3区長からひげそりをするよう再三にわたり指示を受けていたにも関わらず、これを頑なに拒んでいたのであり、そのような原告の動静を踏まえ、第3区長は、本件措置を実施したものである。

その際に、刑事収容施設において、原告の述べるような指導・告知をしなければならないとする根拠は法令上存在せず、原告が何をもって然るべきと主張するのかその根拠は全く判然としない。

したがって、原告の上記主張は、原告独自の見解によるもので、本件措置の合理性を左右するものではないので、原告の主張には理由がない。

## 7 原告が急性骨髄性白血病に罹患していたことは、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由とはならないこと

### (1) 原告の主張

原告は、令和2年7月13日、急性骨髄性白血病を発症し、同年9月初旬に寛解したが、少なくとも寛解後5年以内は、急性骨髄性白血病の再発時に迅速な治療を行えるようにするため、外傷に直結する抗原との接触は、可能な限り避ける必要があるので、原告には、本件措置時において、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由があると主張する。

### (2) 被告の反論

ア 原告は、令和2年3月5日に本件センターに収容された後、同年7月16日、急性骨髄性白血病の精査及び治療のため、獨協病院に入院し、同年8月25日、同病院から前橋病院に転院となり、同年9月19日、治療経過良好として一時退院となった。その後、同年10月7日、急性骨髄性白血病の精査及び治療のため、再度、前橋病院に入院し、同年11月16日、

治療経過良好として一時退院となった。そして、令和3年2月9日、急性骨髄性白血病の精査及び治療のため、再度、同病院に入院し、同年3月12日、退院した。

イ 上記のとおり、原告が急性骨髄性白血病に罹患していたことは事実であるが、寛解状態にある急性骨髄性白血病の患者に対して、ひげそりを行うことが禁忌とされることの医学的な根拠は何ら示されておらず、また、原告が、金属アレルギーであることとの関連性についても同様である。

したがって、原告が急性骨髄性白血病に罹患していたことをもって、施行規則26条4項が定めるひげそりを行わせない「相当」の理由となる旨の原告の主張には、理由がない。

なお、念のため付言すると、本件センター職員が、原告に対し、急性骨髄性白血病の治療期間中に、ひげそりを指示した事実はない。

## 8 原告の予備的請求にも理由がないこと

### (1) 原告の主張

原告は、令和3年11月25日に医師の診察を受けた際に、同皮膚科医師が、抗原回避措置を講じる必要性を示していることを前提として、かかる医師の所見に反する本件センター職員の判断を基に行われた本件措置及び処遇サ、それらを契機として発生した本件懲罰、処遇シ、本件裁決が国賠法上違法である旨主張し、各行為によって被った精神的苦痛につき、合計で金280万円の損害賠償を請求するところ、同皮膚科医師が、上記所見を示していなかった場合には、同医師の不作為が国賠法上違法となる旨主張し、予備的に同額の損害賠償を請求するとしている(原告準備書面(2)16及び17ページ)。

### (2) 被告の反論

前記2(2)で述べたとおり、同皮膚科医師の診療行為は相当なものであり、

刑事収容施設において行われる医療水準を満たすものであったから、同医師の診療について、国賠法上違法な点は、何ら見当たらない。

したがって、原告の予備的請求に係る主張も理由がない。

## 第5 結語

以上のとおり、原告の主張にはいずれも理由がなく、原告の主位的請求及び予備的請求は理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

## 第6 求釈明について

### 1 「1」及び「2」について

原告の求釈明1につき「2022年11月25日から2023年6月8日の間」とあるを「2021年(令和3年)11月25日から2022年(令和4年)6月8日の間」と解した上で、同求釈明の趣旨は判然としないが、本件措置に至るまでの間、本件センター職員から原告に対し、殊更、「施設医師は抗原回避措置を講じる必要性を示していない」という趣旨の教示等をした事実はない。

答弁書(26及び35ページ)で述べたとおり、令和3年11月25日、原告は、同皮膚科医師による診察を受けた際、同医師より、本件センターでは金属アレルギーの検査ができないことから、正確な診断はできない旨説明を受けるとともに、皮膚の炎症については外用薬で対応するよう説明を受けている(乙12・2枚目)。すなわち、原告は、同皮膚科医師から診療内容について説明を受けているのであるから、原告の主張する教示等をする必要性は認められない。

その余については、回答の要を認めない。

### 2 「3」について

原告の求釈明3につき「2023年3月29日」とあるを「2022年(令

和4年)3月29日」と解した上で、原告は、令和3年11月25日以降、本件センター皮膚科医師(本件センターに非常駐)を随時受診しているところ、同皮膚科医師は原告に関し、継続的に診察をする旨指示していない(甲1・28枚目以降)。

また、前記第4の2(2)アのとおり、令和4年2月10日に実施した同皮膚科医師による診察(このときは原告から同月2日に皮膚科診察の希望があった。)において、同皮膚科医師は原告に対し、悪化時には再度診察する(答弁書29ページ、甲1・32枚目、乙13・8枚目)と伝えている。

上記状況において、本件センターの看護師等は、令和4年3月29日の原告からの「口唇周囲にロコイドとふするが、改善しない(ピリピリ感)」(甲1・34枚目)、同年4月26日の「ロコイド軟膏塗布効果なく発赤、疼痛(+)'と'のこと(電気かみそり使用後)。(甲1・35枚目)との各申出に対して、原告の症状等を確認の上、症状の悪化が認められなかったことから、非常駐の同皮膚科医師の診察を受けさせる前に、まずは定期的に原告を診察し軟膏等の処方もしていた本件センター内科医師(本件センターに常駐)に診察を依頼したものである。なお、これを受け、原告は、同年5月13日に同内科医師の診察を受けたところ、通常、同内科医師が必要と判断すれば専門医である同皮膚科医師による診察を受けさせることとなるが、同内科医師は原告に関しそのような指示をしていない(甲1・34及び36枚目)。

### 3 「4」について

本件の争点との関連性が不明であり、回答の要を認めない。

## 第7 原告の調査囑託申立てに関する意見

### 1 意見

原告の令和5(2023)年7月18日付け調査囑託申立書(01)による申立

て(以下「本件申立て」という。)は、いずれも却下されるべきである。

## 2 理由

### (1) はじめに

調査嘱託を採用するに当たっては、それが「必要な」(民事訴訟法186条)ものであるべきところ、本件申立ては、その必要性を欠くものである。

また、調査嘱託においては、嘱託先を、官庁もしくは公署、外国の官庁もしくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他団体に制限しており、その趣旨は、嘱託先の団体において保有する資料に基づいて容易に調査できる客観的事項について、公正さを有すると考えられる者に対して調査を委託し、その調査報告を証拠資料とするためである(高田裕成ほか編「注釈民事訴訟法 第4巻」160及び161ページ)。

### (2) 本件申立ての調査事項について

本件申立てにおける調査事項のうち、「執った医療及び医療上の措置に関する内容の記録」については、既に証拠として提出されている(甲6、乙13)。

また、「当然の措置や所見であるために、とりわけ診療録に記載していない措置及び所見のすべて」については、意味するところが抽象的であり、調査の趣旨も不明確で、調査事項が十分に特定されているものとはいえない。

この点をおくとしても、「診療録に記載していない措置及び所見」とは、要するに、診察に当たった医師等の医療関係者の記憶に基づき回答するほかない事項であることがうかがえ、回答の容易性や情報の正確性の観点からすると、前記(1)の調査嘱託の趣旨に照らして不適切であり、調査嘱託によって明らかにできる事項とはいえない。

また、本件申立てのうち、社会医療法人中山会宇都宮記念病院を嘱託先とするが調査事項01の(イ)について、診断書は、作成されていない。

加えて、本件申立てのうち、繁田医院を嘱託先とするものについては、繁田医院における診察は、原告が本件センターから長野刑務所に移送された後の出来事であり、本件とは関係がないから、必要性は認められない。

以 上